

令和元年度 会派調査研究報告書

(視察先1箇所につき1枚)

会 派 名	壮志会	
事 業 名	地方議会総合研究所主催セミナー	
事 業 区 分	研究研修	調 査

1 上田市での課題と研修・調査の目的

二元代表制の一翼を担う議会は、執行機関と対等の立場において均衡、抑制、調和の中で地方公共団体の行政を円滑に行うことが求められているが、議会がその役割を十分に果たしているとの住民からの評価が少ない状況となっています。そこで今回は、住民の負託を受けた議員の資質向上と市議会が有する監視機能及び政策立案機能を、より一層充実・強化するため今回のセミナーに参加。

2 実施概要

実施日時	主催	(株)地方議会総合研究所
令和元年5月7日 13:00～17:00 令和元年5月8日 10:00～16:00	会場	アットビジネスセンター池袋駅前別館 東京都豊島区東池袋1-6-4
感想(まとめ)・市政に活かせること		
<p>1) 議会議事運営に提要される主な法律</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 議会組織・運営・権限の根拠 地方自治法(憲法92条) ・ 本会議・委員会等の議事手続 会議規則(地方自治法120条) ・ 委員会の権限に関する根拠 委員会条例(地方自治法109条) ・ 議会の膨張に関する手続 傍聴規則(地方自治法130条) <p>2) 本会議運営の理論と実務</p> <p>ア 議会とは</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 選挙された議員を構成員として立法・予算などの地方公共団体における重要事項について意思決定権限を有するものをいう。 <p>イ 召集とは、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 議員に対し一定の期日に議場に集合することを求める行為 ・ 召集権者は、長が召集する。(例外として、副市長・執務執行者も可) <p>ウ、定例会及び臨時会の招集</p> <ul style="list-style-type: none"> * 定例会については、条例で定められた回数を義務的に召集。(年4回の義務ある) 召集するかどうかは、長の任意。任意の判断による場合、会議に付議すべき事件については特に制約なし。 * 臨時会の招集請求 ・ 臨時会は、長の任意の判断により招集 		

・議会による臨時会の召集請求

* 議員は、法 101 条 3 項に基づき、議員定数の 4 分の 1 以上の者は、会議に付議すべき事件を示して臨時会の招集を請求する。

* 議長は、法 101 条 2 項に基づき、議会運営委員会の議決を経て会議に付議すべき事件を示して臨時議会の召集を請求する。

エ 召集手続

・必ず召集告示は行われなければならない。

・議会の召集告示は、法 101 条 7 項で都道府県及び市にあっては、開会の日前 7 日、町村にあっては開会の 3 日前までになされる。緊急を要する場合は、必ずしもこの限りではない。

オ 会期

・会期とは、議会が法律上の権限を行使することができる一定の期間をいう。

・議会の活動期間の始期は、長の召集により開始される。

・会期は、毎会期の初めに議会の議決で定めるもの。

カ 会期延長とその必要性

・会期延長が必要である理由としては、会期中に新たな議案が提出されたり、または当該団体にとって重要事件が発生したりすることにより、当初定めた会期では審議時間が不足、かつ議案の審議や重要事件へ十分対応ができないと考えられるため。

キ 緊急動議

・緊急動議とは、動議の発議者が当該動議に緊急性があるため、直ちに議題とすることを求める動議をいう。また、動議の内容が、緊急性をもっているかで決定さる。

ク 発言の取消し及び訂正

・発言した議員は、その会期中に限り、議会の許可を得て発言の取消しまたは、議長の許可を得て発言の訂正をすることができる。ただし、発言の訂正は、字句に限るものとし、発言の趣旨を変更することはできない

ケ 質問・質疑

・議員が特定の議案とは関係なく当該団体の行政事務全般について、原則として口頭で執行機関の見解を求めること。

コ 討論

・討論とは、議題に対する賛否の意見の表明。

・討論の役割は、議題に対し賛成または反対の意見を述べ、自分と反対陣営にある者や表決態度の未定者を自分の意見に同調させること。

サ、議員派遣

・議会が議案の審査のために必要と判断したとき。

・普通地方公共団体の事務に関する調査のために必要があると判断したとき。

・その他議会において必要があると認めるとき。

シ、本会議の公開

- ・普通地方公共団体の議会の会議は、これを公開する。ただし、議長または議員三人以上の発議により、出席議員の三分の二以上の多数で議決したときは、秘密会を開くことができる。

3) 委員会運営の理論と実務

ア 常任委員会

- ・常任委員会とは原則として執行機関の部門別または事項別に所管をもち、その所管に属する事務について本会議から付託された議案・請願等を詳細に審査し、自主的に調査する権限を有する常設の委員会をいう。

イ 特別委員会

- ・特別委員会とは、議会が特定の付議事件を審査または調査するために必要があると認めるときに、その都度議会の議決で設置し、当該事件の審査または調査が終了するまで臨時に設置される委員会をいう。

ウ 委員会招集と議事運営

- ・委員会の招集とは、委員会が活動を開始する前提として委員を一定の期日に一定の場所へ集合することを要求する行為をいう。

エ 委員派遣

- ・委員派遣とは委員会が審査または調査のために委員を現地に派遣し現地の視察・調査を行うことをいう。

今回のセミナーを受講して、議会運営に適用される主な法令、地方自治法・条例・及び、議会の組織・運営・権限についても習得し、今後の議会活動・政策提言に役立てたいと思います。



* 視察先の写真等がある場合は添付のこと